

出演・助演契約書

(総則)

第1条 松本有希子(以下甲という)は、依頼者： (以下乙という) に対し、
下記の出演を請負い、これを誠実に遂行することを約し、乙は、甲に対し、これ
に報酬を支払うことを約する。

記

出演の日時 西暦 年 月 日 時 分から 時 分
出演の場所

出演の内容 1
2
3

(報酬)

第2条 甲の出演の報酬は、出演料および交通費とし、明細は以下の通りとする。
また、別途レコーディングを行う場合は、交通費とレコーディング費用を支払う。
乙は、甲に対して、本契約成立と同時に金1,000円、契約終了時に残額を一括現
金で支払う。

出演料：	円	
交通費：	円(大道⇄金沢八景⇄	)
リハーサル		
交通費：	円(大道⇄金沢八景⇄	)
：	円(大道⇄金沢八景⇄	)
レコーディング		
費用：	円	
交通費：	円(大道⇄金沢八景⇄	)
総計：		円

(出演のための費用)

第3条 出演場所の確保、宣伝、切符の印刷、販売は、乙の責任において行う。
2 出演の際、必要となる譜面および事前練習のための音源は、乙が用意する。

(譜面・音源の提出)

第4条 乙は、甲に対し、事前練習のため、譜面及び音源を、リハーサル日の1週間前
までに引渡す。

(著作権)

第5条 本契約による甲の出演についての著作権は、乙が専有する。

2 乙が、本出演を録画・録音して、公に配布する場合、乙は、甲に対し、字句の訂正、加筆等、それに協力を求めることができる。

(危険負担)

第6条 天災地変、交通機関の途絶等、甲乙両者の責に帰することのできない事情により、本出演の実行が不能になったときは、甲乙協議のうえ、本契約を解除又は更改できる。

2 前項の場合、乙は、甲に対し、すでに支払のなされた出演報酬の返還を求めることができる。

(違約金)

第7条 当事者の一方の責に帰すべき事由により、本出演の実行が不可能になった場合、他方は、相手方に対し、金 円の違約金を支払う。

(付則)

第8条 本契約に規定する以外の事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、誠意をもってこれを解決する。

上記の通り、甲乙間で出演契約が成立したので、本証書2通を作成し、甲乙各1通を保持する。

年 月 日

甲 住所 横浜市金沢区大道2-13-7

氏名 松本 有希子 印

乙 住所

氏名 印